

びんごエコ団地（県有財産）を平成二十年七月一日以降次のとおり分譲する。

平成二十年六月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 物件の表示

番号	所 在 地	種 別	地 積 (㎡)	売却価格 (千円)
1	福山市箕沖町一〇六番一	土地	九、九九二・五二	二二六、八三八
2	福山市箕沖町一〇六番二	土地	四、五一四・九六	一〇二、九四一
3	福山市箕沖町一〇六番四	土地	四、五五九・〇七	一〇五、三二五
4	福山市箕沖町一〇六番五	土地	一九、七〇七・六二	四三三、七一四
5	福山市箕沖町一〇六番六	土地	九、九九四・六六	二二〇、八八七
6	福山市箕沖町一〇六番七	土地	一〇、〇〇二・一一	二二七、〇四六

二 応募条件

- 1 区画の分割は行わない。
- 2 買受け後用途開始日までの期間及び用途開始日後五年間は当該土地について、申込者が提出するびんごエコ団地への立地計画提案書の審査結果に基づき特約される指定用途以外の用途に供することができない。

三 応募資格

個人及び法人（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律〔平成三年法律第七十七号〕第二条第二号、第三号、第四号及び第六号に掲げる者、代表者又は役員が暴力団員である者、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十四条第五項第二号イからへまでに掲げる者、契約を締結する能力を有しない者並びに破産者で復権を得ない者を除く。）

四 分譲対象者

分譲地において、廃棄物等のリサイクル施設を設置し、リサイクル事業を行おうとする者であること。

五 定義

1 廃棄物等とは、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第一百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等を行い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項第一号に規定する産業廃棄物を必ず取り扱わなければならない。

ただし、ポリ塩化ビフェニル又は石綿を含む物は、びんごエコ団地分譲応募要領における廃棄物等とはしない。

2 リサイクルとは、廃棄物等の再資源化又は製品化による再生利用（主として廃棄物等を燃焼することによる熱回収は除く。）をいう。

3 リサイクル施設とは、次の(一)から(三)までの条件を備えていることが必要である。

(一) 廃棄物等をリサイクルする事業の用に供されるものであること。

(二) 廃棄物等の確保及び再生資源又は製品の販売が継続的に実施される見通しがある事業の用に供されるものであること。

(三) 施設の公開やリサイクルの情報発信を計画するなど、リサイクルの普及促進が期待できる事業の用に供されるものであること。

六 応募の受付

平成二十年七月一日（火）から平成二十年八月二十九日（金）までの午前八時三十分から午後五時三十分までとする。

応募がなかった区画又は応募についての審査の結果、譲受人が決定しなかった区画については、平成二十年九月一日（月）から応募を受け付ける。

七 応募場所

応募に必要な書類は、次の場所まで持参することとする。

広島県環境県民局環境部循環型社会課（広島市中区基町一〇番五二号）

八 応募に必要な書類

1 びんごエコ団地への立地計画提案書（所定の様式によること）

2 びんごエコ団地立地計画明細書（所定の様式によること）

3 会社の定款（法人の場合）

4 法人の登記事項証明書（法人の場合）

5 住民票の写し（個人の場合）

6 印鑑証明書

7 県税について滞納がないことの証明書

8 貸借対照表及び損益計算書の直近二期分

9 事業者概要

10 びんごエコ団地への立地計画に係る経営診断結果報告書（公認会計士又は中小企業診断士等により作成されたもの）（所定の様式によること）

九 分譲先の決定

分譲審査会で審査を行い決定する。

十 問い合わせ先

広島県環境県民局環境部循環型社会課 電話（〇八二）五一三―二九五―（ダイヤルイン）